

就学援助制度

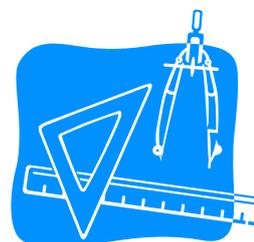
お子さんを学校へ通わせる上で必要な費用を支払うことが、経済的に難しいご家庭に対して、一宮市から援助を受けられる制度です。

◆どういう場合に援助が受けられるの？◆

主な認定要件として、以下の項目があります。

生活保護を受けている方
市民税が非課税または減免された方（世帯全員について）
個人事業税または固定資産税が減免された方
国民年金保険料の掛金が免除された方（保護者全員）
国民健康保険税が減免等された方
児童扶養手当が支給される方
上記には該当しないが、所得が教育委員会の定める基準以下の方

詳しいことは教育委員会 学校教育課へお問い合わせください。



◆どんな援助が受けられるの？◆

学校給食費、入学時の学用品費、学用品費等、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、生徒会費、PTA 会費、クラブ活動費、医療費などが支給されます。
（生徒会費・クラブ活動費は中学校のみ）

※入学時の学用品費は、進学前の2月中に申請し認定されますと、3月下旬に支給されます。

◆援助を受けるにはどうしたらいいの？◆

申請書に必要事項を記入し、お子さんの通っている小中学校または、教育委員会学校教育課（一宮市役所）へ提出します。

申請書は、各小中学校または、教育委員会 学校教育課にあります。

◆いつから援助を受けられるの？◆

認定要件を審査し、援助の対象となった場合は、基本的に申請月の翌月 1 日より援助を開始します。

◆なにか気をつけることはある？◆

転出される場合や認定要件がなくなったり、世帯に変更があったりした場合などは、速やかに学校または、教育委員会 学校教育課までご連絡ください。

◆どこに問い合わせたらいいの？◆

一宮市教育委員会 学校教育課（一宮市役所）へお問い合わせください。

TEL 0586-85-7072